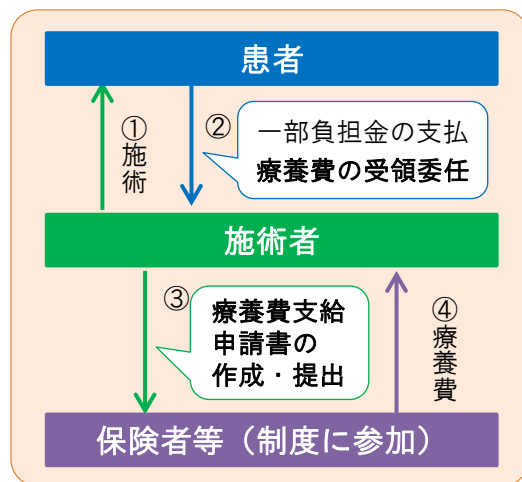


高知県後期高齢者医療の被保険者の、はり・きゅう、あん摩マッサージ療養費について、受領委任制度の取扱いを平成31年4月施術分から実施します。

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されることを受け、平成31年4月1日から取扱いを開始します。

制度の仕組み

○ 受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、これまでも療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化されました。

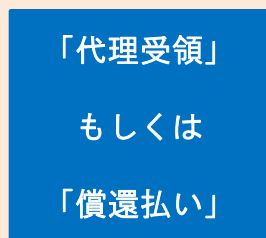


平成31年4月施術分以降の取扱いについて

○ 高知県後期高齢者医療広域連合では、平成31年4月施術分から受領委任による申請での取扱いとなりますので、平成31年3月31日までに地方厚生（支）局への申出手続きをお願いします。

なお、平成31年3月31日までに申出手続きができない場合は、当広域連合へ連絡をお願いします。

【平成31年3月施術分まで】



受領委任の申出がある場合

受領委任の申出がない場合

【平成31年4月施術分以降】

「受領委任」

「償還払い」

受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生(支)局へ申請をお願いします

○ 平成31年4月1日から受領委任の取扱いを開始しますので、取扱いを希望される場合は、平成31年3月31日までに地方厚生(支)局へ受領委任に関する申出書類を提出していただきますようお願いいたします。

(ただし、他保険者への療養費申請のために平成31年1月1日から受領委任の取扱いを希望する場合は、平成30年10月31日までに手続きを完了しておく必要があります。)

※ 具体的な手続きについては、地方厚生(支)局のホームページをご確認願います。

【参考】四国厚生支局ホームページ

- ・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関する申出

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/iryu_shido/ahaki.html

厚生労働省ホームページ

- ・療養費の改定等について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/01.html>